

東久留米市都市計画図

〔用途地域、区域区分、地域地区、都市計画施設、土地区画整理事業、地区計画等〕

(令和8年1月現在)

用途地域等		日影規制	
用途地域	表示	規制される日影時間	規制される日影時間
第一種低層住居専用地域	30 60	3時間以上	2時間以上
第二種低層住居専用地域	40 80	3時間以上	2時間以上
第一種中高層住居専用地域	60 200	3時間以上	2時間以上
第二種中高層住居専用地域	60 200	3時間以上	2時間以上
第一種住居地域	60 300	4時間以上	2.5時間以上
第二種住居地域	60 200	4時間以上	2.5時間以上
準住居地域	60 150	4時間以上	2.5時間以上
近隣商業地域	80 200	4時間以上	2.5時間以上
商業地域	80 400	規制対象外	規制対象外
準工業地域	60 200	4時間以上	2.5時間以上
工業地域(特別工業地区)	60 200	4時間以上	2.5時間以上

市街化調整区域

道路

河川

公園

駐車場

ごみ焼却場、汚物処理場

一団地の住宅施設

特別緑地保全地区

風致地区(第二種)

土地区画整理事業区域

地区計画区域

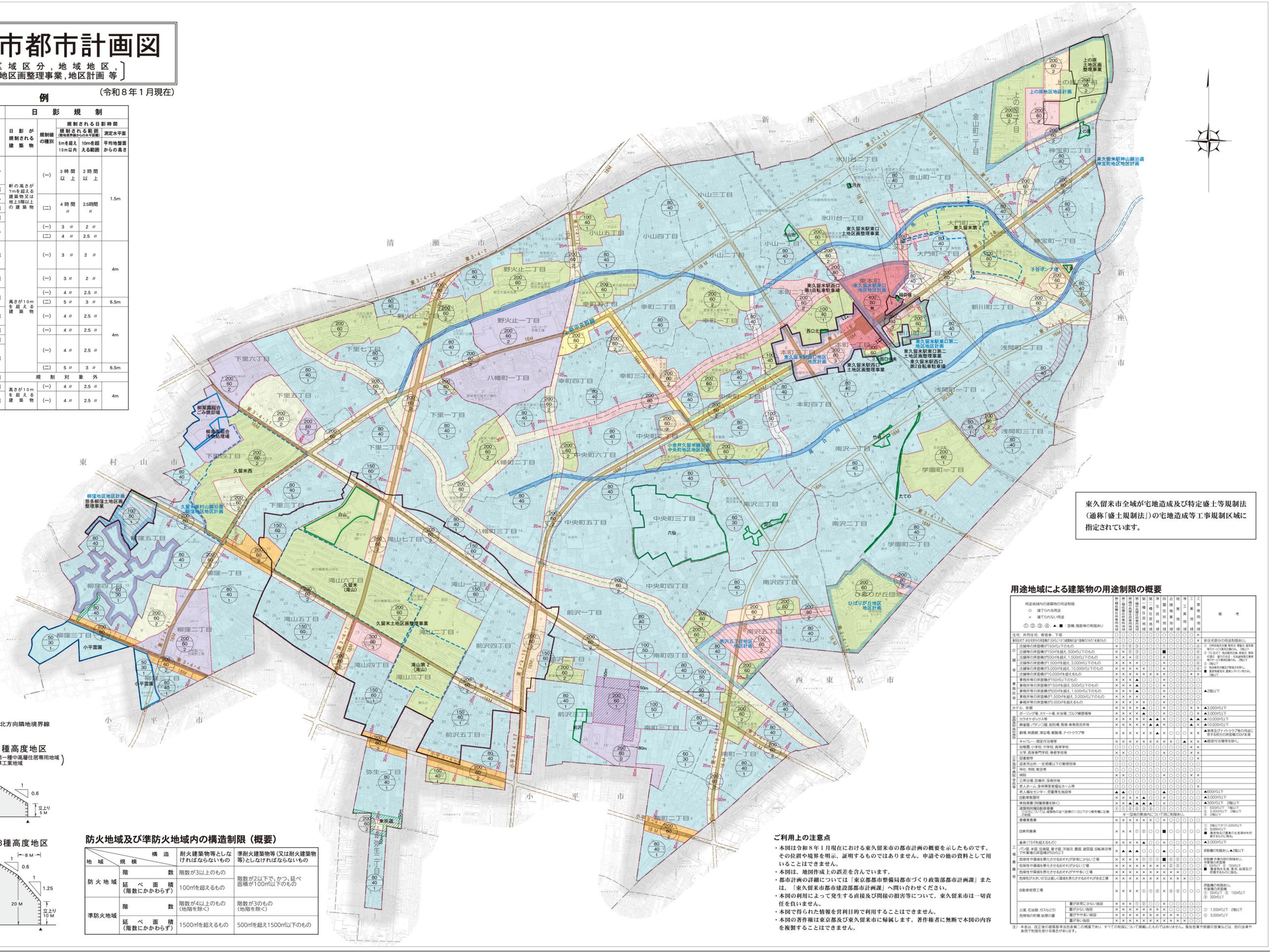
● 容積率
○ 建築率
■ 高度地区

用途地域地区境界線

— 用途地域境界線

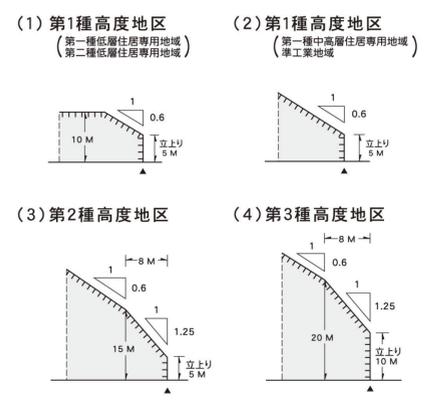
— 幅30m路線式用途地域境界線

— 幅20m路線式用途地域境界線



東久留米市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)の宅地造成等工事規制区域に指定されています。

高度地区と高さの限度



防火地域及び準防火地域内の構造制限(概要)

地域	規模	耐火建築物等とななければならないもの	準耐火建築物等(又は耐火建築物等)とななければならないもの
防火地域	階数	階数が3以上のもの	階数が2以下で、かつ、延べ面積が100㎡以下のもの
	延べ面積(階数にかかわらず)	100㎡を超えるもの	100㎡以下のもの
準防火地域	階数	階数が4以上のもの(地階を除く)	階数が3のもの(地階を除く)
	延べ面積(階数にかかわらず)	1500㎡を超えるもの	500㎡を超え1500㎡以下のもの

ご利用上の注意

- 本図は令和8年1月現在における東久留米市の都市計画の概要を示したものです。その位置や境界を明示、証明するものではありません。申請その他の資料として用いることはできません。
- 本図は、地図作成上の誤差を含んでいます。
- 都市計画の詳細については「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」または、「東久留米市都市建設部都市計画課」へお問い合わせください。
- 本図の利用によって発生する直接及び間接の損害等については、東久留米市は一切責任を負いません。
- 本図で得られた情報を営利目的で利用することはできません。
- 本図の著作権は東京都及び東久留米市に帰属します。著作権者に無断で本図の内容を複製することはできません。

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	住宅	店舗	事務所	工業	倉庫	その他
第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○
第二種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○
第一種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○
第二種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○
第一種住居地域	○	○	○	○	○	○
第二種住居地域	○	○	○	○	○	○
準住居地域	○	○	○	○	○	○
近隣商業地域	○	○	○	○	○	○
商業地域	○	○	○	○	○	○
準工業地域	○	○	○	○	○	○
工業地域	○	○	○	○	○	○